

---

# 平塚市業務継続計画（BCP）

令和8年4月1日

平 塚 市

---

---

# 平塚市業務継続計画（BCP）

## 目次

はじめに	1
重要6要素	2
第1章 基本事項	3
第1節 BCPの基本方針	3
第2節 BCPの目的と位置付け	4
第3節 BCPの対象と構成	6
第4節 BCPに必要な体制の確立	8
第5節 BCPの発動及び解除	9
第6節 情報システムに関する業務継続計画	9
第2章 被害の想定	10
第1節 大規模地震による被害の想定	10
第2節 庁舎本館の被害想定	11
第3章 本市が実施する非常時優先業務	14
第1節 非常時優先業務の業務区分・対象期間	14
第2節 非常時優先業務の設定概要	14
第3節 非常時優先業務の選定	15
第4章 業務継続の課題・対策	16
第1節 庁舎本館	16
第2節 耐震対策が必要な庁舎	20
第5章 平常時の取組	21
第1節 資源の確保	21
第2節 職員の意識向上	22
第3節 BCPの管理	22

---

---

## はじめに

平塚市業務継続計画（以下「本BCP※」という。）は、大規模地震等の災害発生時に、市民の生命や財産を守り、市民生活への影響を最小限に抑えるため、職員の被災、交通機関の麻痺及び庁舎・ライフラインの被害による機能不全など、人的資源・物的資源に制約がある中でも、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めておき、「外部資源」の受援により有効に活用することで、行政機能を維持することを目的とした計画である。

神奈川県では、令和7年3月に自然条件や社会的条件などを加味した地震発生による被害想定を公表した。その中でも「都心南部直下地震」は、発生の確率が高い（M7クラスの地震が30年間で70%）とされており、また、本市における被害が最も大きい地震と想定される。

本BCPでは、東日本大震災の教訓や災害事例を踏まえて、内閣府（防災担当）が策定した「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月）」等を参考に、地方公共団体が定めるべき特に重要な6要素（以下「重要6要素」という。）を反映している。また、本市への被害想定を踏まえて改訂される平塚市地域防災計画（「地震災害対策計画」及び「風水害等対策計画」）（以下「地域防災計画」という。）との整合を図るとともに、関係施設の耐震化などの執務環境の変化を取り入れた計画としている。

\*BCP=Business Continuity Plan の略

### 本BCPにおける用語の定義

- 災害対応業務： 応急対策業務 + 優先復旧・復興業務
- 非常時優先業務： 災害対応業務 + 非常時優先通常業務
- マニュアル： 災害対応マニュアル、非常時優先通常業務に関するマニュアル

## 重要6要素

重要6要素	目的等	関係頁
(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	<p>首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。</li> <li>・非常時優先業務の遂行に必要な人数が参集することが必要。</li> </ul>	8P
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	<p>本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。</li> </ul>	11P ・ 12P
(3) 電気、水、食料等の確保	<p>停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。</li> <li>・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能になる場合もある。</li> </ul>	16P ～ 20P
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	<p>断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。</li> </ul>	18P
(5) 重要な行政データのバックアップ	<p>業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。</li> </ul>	9P
(6) 非常時優先業務の整理	<p>非常時に優先して実施すべき業務を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部門で実施すべき時系列の災害対応業務等を明らかにする。</li> </ul>	14P ・ 15P

出典：市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月）

## 第1章 基本事項

### 第1節 本BCPの基本方針

災害発生時における市の業務継続に当たって、次の3つを基本方針とする。

1. 限られた資源を最大限に活用し、市民の生命、身体及び財産を守るとともに、市民生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるための行政機能を維持する。

災害発生時は、市民の生命や財産を守ることが本市の責務であることから、職員、庁舎、ライフライン等の資源に制約が生じる状況にあっても、限られた資源を最大限に活用し、災害対応業務を速やかに実施するとともに、業務停止による市民生活への影響が大きい通常業務については、継続又は早期復旧を図らなければならない。

2. 庁内横断的な取組により資源を確保し、かつ、優先度の低い業務を休止して、非常時優先業務を実施する。

災害発生時に資源が不足している所属について、庁内横断的な取組により、他所属など組織内の資源や協定先など組織外の資源を確保し、適切に配分する。また、地域防災計画で定める業務のうち、全ての応急対策業務と早期の開始が求められる優先度の高い復旧・復興業務及び優先度の高い通常業務である非常時優先業務を実施する。

3. 災害の発生に備え、平常時においても業務継続に向けて資源の確保や職員の意識向上を図る。

組織内の資源である人的資源や物的資源を確保するとともに、関係機関や他自治体、指定管理者等と連携・協力することにより、外部資源の確保に努める。また、教育・訓練を行うことで、BCP、マニュアルの見直しや職員の災害意識の向上を図る。

## 第2節 本BCPの目的と位置付け

### 1 本BCPの目的

BCPとは、大規模地震などの災害時に行政機関自体が被災し、人、物、情報及びライフライン等の利用可能な資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、災害発生後に適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

この目的を達成するため、市の保有する限られた資源を最大限に活用するとともに、外部資源も有効活用することに重点を置く。

図1：BCPの策定に伴う効果のイメージ

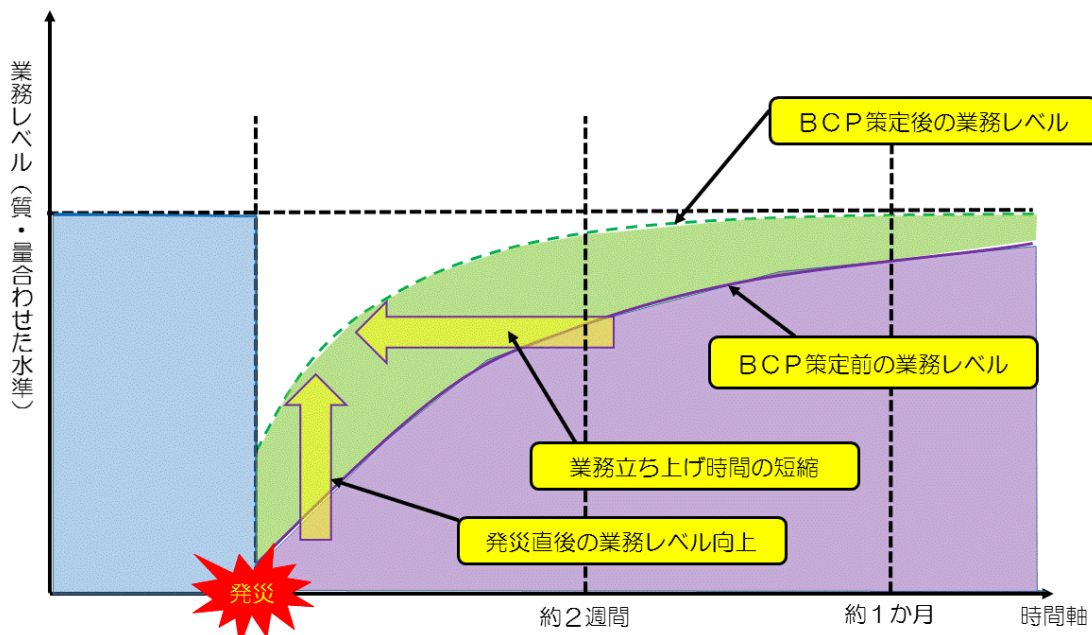
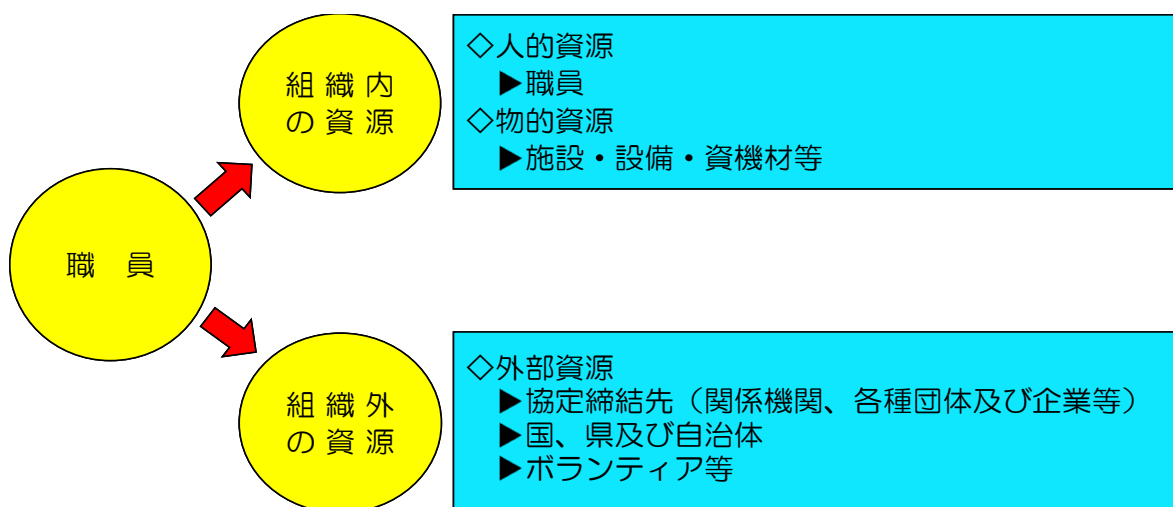


図2：資源活用のイメージ

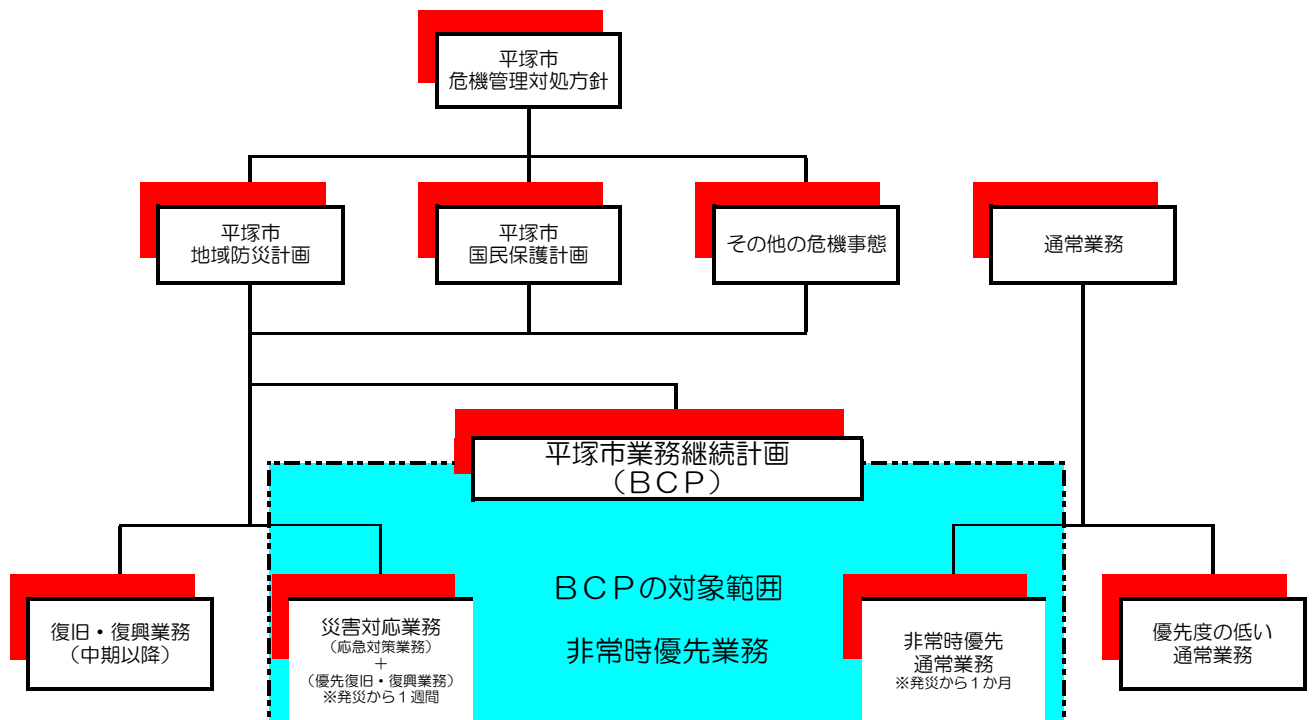


## 2 本BCPの位置付け

本市では、危機管理に関する統一的な考え方を「平塚市危機管理対処方針」として定めており、その中で「地域防災計画」で対応する自然災害等、「平塚市国民保護計画」で対応する武力攻撃事態等、両計画に属さないが対処方針に基づき対応するその他の危機事態を位置付けている。本 BCP は、これら地域防災計画等の上位計画に基づき、各部署が「災害対応業務」を最優先で実施し、その後、「非常時優先通常業務」を段階的に再開していくための方針として位置付けるものである。

地方公共団体の BCP は、市民の生命・身体・財産を守る責務を果たすため、非常時でも中核的な行政機能を維持できるよう策定することが求められる。本 BCP は主に大規模地震を想定しているが、風水害、武力攻撃事態、健康危機、環境危機など、その他の危機事態にも適用可能な業務継続方針として策定している。

図3：BCPの位置付け及び対象範囲



※別途、「平塚市地域防災計画」に基づき、「平塚市災害時受援計画」、マニュアルを整備する。

## 第3節 本BCPの対象と構成

### 1 本BCPの対象

本BCPは、原則本市の全組織を対象とし、大規模な災害発生時には、全庁的に連携した取組を行うことで、非常時優先業務を効果的に遂行する。

### 2 本BCPの構成

本BCPは、「第1章 基本事項」から「第5章 平常時の取組」までの5章により、構成される。各章の概要については、次のとおりである。また、地域防災計画とBCPの比較は、表1のとおりである。

本BCPの構成

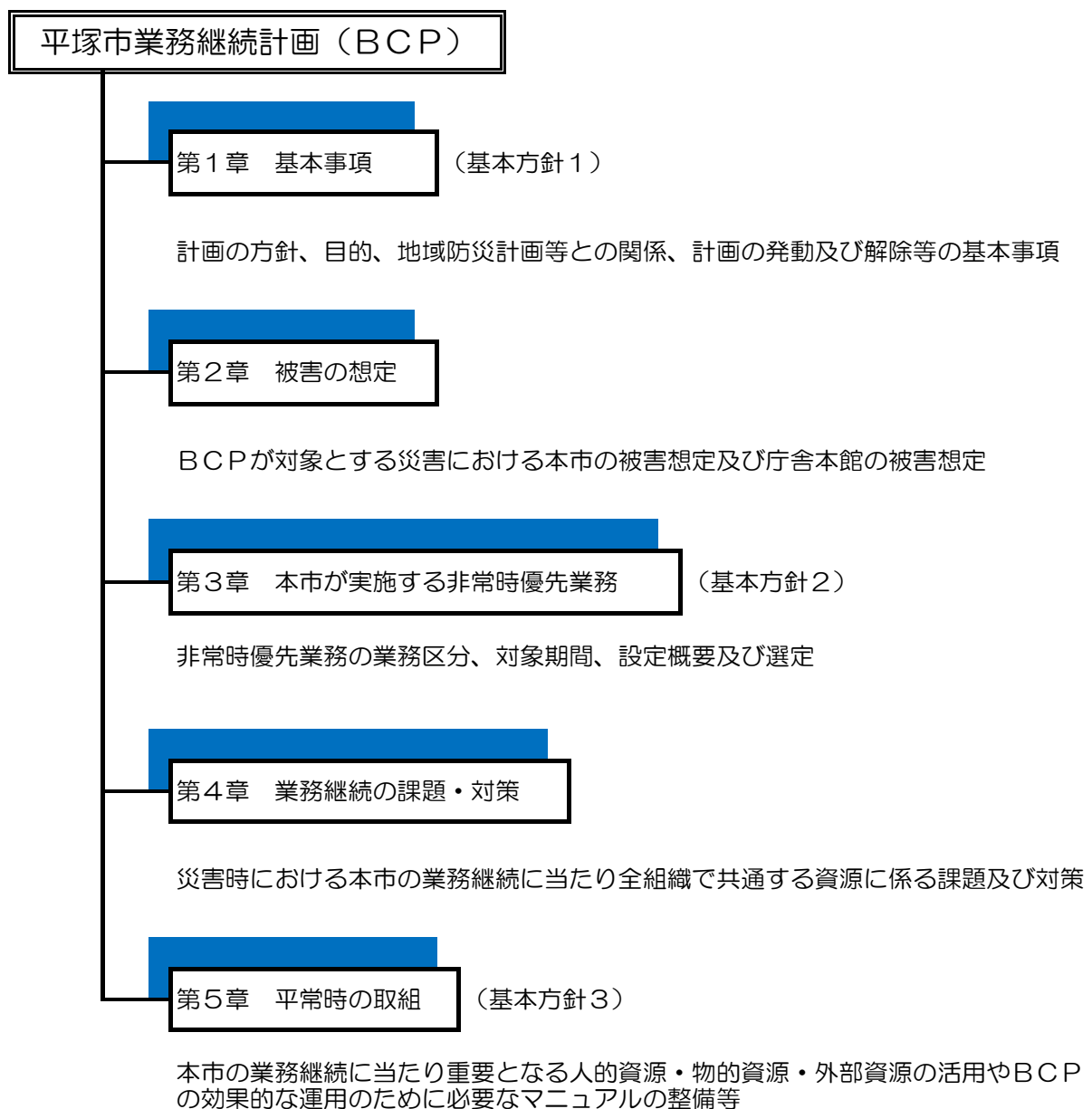


表1：地域防災計画とBCPの比較

項目	地域防災計画	BCP
位置付け	災害対策基本法に基づき、災害発生時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	災害発生時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を確実に実施する（実効性の確保）ための計画
実施主体	本市、防災関係機関、事業者、市民	本市
計画期間	期間の定めなし（予防～応急、復旧・復興）	業務ごとに業務実施期間を検討
視点	○市内の人的・物的被害を想定 ○市各部として実施すべき業務内容を記載	○行政の被災を想定 ○実施すべき非常時優先業務の選定 ○執務環境の確保や職員の飲料水・食料等の確保等を検討
業務範囲	○事前対策 ○応急対策 ○復旧・復興対策	○応急対策業務 ○優先復旧・復興業務 ○非常時優先通常業務

## 第4節 本BCPに必要な体制の確立

### 1 災害対策本部の設置

市長は、本市域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策基本法の規定に基づく災害対策本部を設置する。

#### 【参考】災害対策本部の設置根拠

災害対策基本法 第二十三条の二第一項

市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

### 2 災害対策本部の設置基準

- (1) 気象庁発表による〔震度5弱〕以上の地震が発生したとき。
  - (2) 気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報、津波警報が発表されたとき。
  - (3) 平塚市に大雨特別警報が発表されたとき。
  - (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
  - (5) その他、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ※職員の参集については、災害対策本部要綱のとおりとする。

### 3 市長不在時の代理順位

災害対策本部長（以下「本部長」という。）である市長不在時の代理者は平塚市災害対策本部条例の規定に基づき、災害対策副本部長とする。また、代理順位は表2のとおりとする。

表2：市長不在時の代理順位

順位	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
職名	主管の副市長	他の副市長	教育長	病院事業管理者

#### 【参考】平塚市災害対策本部条例 第二条第二項

災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

---

## 第5節 本BCPの発動及び解除

---

### 1 発動要件

本BCPは、災害対策本部及びこれに類する本部が設置されたのち、発動の宣言により発動する。

### 2 発動権限者

発動権限者は、本部長とする。

### 3 発動の流れ

(1) 本BCPが発動された時、各部班は被災の状況等に応じた非常時優先業務を実施する。

※発災から72時間は、原則、災害対応業務に注力する。

(2) 業務の実施状況については、必要に応じて市民、防災関係機関及び報道機関等に情報提供する。

### 4 解除

本部長は、資源の不足等が改善され、安定的な業務継続が可能と判断した場合や災害対策本部が解除された場合は、本BCPを解除する。ただし、災害対策本部の各部長は解除前であっても非常時優先業務の進捗状況に応じて、休止・縮小した通常業務を順次再開させるものとする。

---

## 第6節 情報システムに関する業務継続計画

---

本市が実施する市民サービスにおいて、多くの業務に必要不可欠となる情報システムは、災害時に早期稼働していることが非常時優先業務を円滑に行うために重要である。

災害時における情報システムの復旧対策や行政データのバックアップなどに関する対策は「情報システムに関するICT\*部門における業務継続計画（以下、「ICT-BCP」）」において定める。

※ICT=Information and Communication Technology の略

## 第2章 被害の想定

### 第1節 大規模地震による被害の想定

対象とする地震は、地域防災計画において、切迫性が高いとされる地震の中で本市に最大の被害が想定されている「都心南部直下地震」とする。

#### 1 県の被害想定〔神奈川県地震被害想定調査報告書（令和7年3月）から〕

##### (1) 本市域の被害状況

冬の18時に地震が発生し、モーメントマグニチュード7.3を記録し、本市域では最大震度6弱が想定されている。本市域の被害想定は表3のとおりである。

表3：本市域の被害想定概要

想定別		被害件数等	
建物被害	全壊	330棟	
	半壊	3,270棟	
	焼失	50棟	
人的被害	地震による被害	負傷者数	670人
		死者数	10人
ライフライン被害	停電	1,170軒	
	通信施設（不通回線数）	940回線	
	上水道施設（断水人口）	75,150人	
	下水道施設（機能支障人口）	9,060人	
	都市ガスの供給停止	10戸未満	
	LPガスの供給停止	510戸	
その他	避難者（1日目～3日目）	28,610人	
	避難者（4日目～1週間後）	28,610人	
	帰宅困難者（直後）	35,610人	
	災害廃棄物予測	10万トン	

##### (2) 神奈川県域の被害状況

ア 津波については、最大で1mの水位上昇はあるが、被害の発生はない。

イ 鉄道については、県東部で被害が発生し、復旧には14日以上要すると考えられることから、長期間にわたって帰宅困難者が発生する。

ウ 神奈川県内は、固定電話、携帯電話ともに80～90%の発信規制が行われ、2～3日間は継続される。他の関東地域向け（特に東京都向け）の発信も、80～90%の発信規制が行われる。

- エ 上水道被害は復旧までに 33 日程度要する。
- オ 下水道被害は復旧までに 40 日程度要する。  
※上下水道被害については、県全体での復旧見込であり、市単体では算出困難。
- カ 通信・電力被害における復旧までの日数は神奈川県地震被害想定調査報告書では、算出困難としている。
- キ LPガスは復旧までに 2 日程度要する。  
※神奈川県地震被害想定調査報告書では、都市ガスの復旧日数は算出していない。  
※東京ガス（株）は、都市ガスの復旧に約 6 週間を要すると想定している。

## 2 本市の被害想定

- (1) 人口密集地において多数の被災者が発生する。
- (2) 道路、鉄道機関の被災により渋滞、混乱が発生する。
- (3) 延焼火災や都市機能の麻痺などが発生する。
- (4) 県内各地域、東京都も被災し、近隣からの応援が期待できない。
- (5) ほとんどの庁舎施設が震度 6 弱の地震に見舞われ、庁舎本館は利用できるが、応急措置が必要であり、固定していない什器、備品は転倒している状態を想定する。
- (6) 事故等による負傷、交通機関の麻痺等により、限られた職員しか参集できない。

## 第2節 庁舎本館の被害想定

### 1 概要

本想定は、災害時に災害対策本部を設置する庁舎本館における被害について想定したものである。庁舎本館は免震構造であるが、表 7 に示す被害を受けることを前提としている。また、庁舎本館に支障がある場合を想定し、代替となる施設について特定するとともに、庁舎本館及び代替施設における倒壊等の危険性及び非常用電源の有無について示す。

### 2 代替施設について

災害対策本部の設置場所である庁舎本館に支障がある場合、地域防災計画に基づき、施設を代替する。また、代替順位は、表 4 のとおりとする。

表 4：庁舎本館に支障がある場合の代替順位

順位	第 1 順位	第 2 順位
施設名	文化公園会館	美術館 (令和 9 年 1 月～令和 11 年 3 月休館見込)

※第 1・2 順位の施設が使用できない場合は、市庁舎周辺の公共施設とする。

### 3 倒壊等の可能性及び非常用電源の有無

庁舎本館及び代替施設における倒壊等の可能性及び非常用電源の有無について、表5及び表6のとおりである。

表5：庁舎本館及び代替施設の倒壊等の可能性

施設名	竣工年月	主な構造	階数 地上/地下	構造 規定	耐震化 状況	倒壊等の 可能性	利用 可能性
庁舎本館	平成26年4月	SRC造	8/2	新耐震 基準	—	低い	利用 可能
文化公園 会館	昭和55年3月 (令和8年2月改修)	RC造	3/0	旧耐震 基準	耐震化済	低い	利用 可能
美術館	平成2年11月	SRC造	2/1	新耐震 基準	—	低い	利用 可能

#### 用語の整理

##### ○新耐震基準

1981年（昭和56年）の建築基準法の改正により強化された耐震基準

##### ○SRC造（Steel Reinforced-Concrete）

鉄骨鉄筋コンクリート造

##### ○RC造（Reinforced-Concrete）

鉄筋コンクリート造

表6：庁舎本館及び代替施設における非常用電源の有無

施設名	設備 有無	出力 (KVA)	燃料 種類	容量 (ℓ)	作動 時間 (h)	発電範囲
庁舎本館	有	1,250	灯油	45,000	72	消防用設備、保安照明、給排水等ポンプ、電算機室、電話交換機、住基等の重要端末用電源コンセント、一部の空調機、一部のコンセント、エレベーター2基
文化公園会館	無	—	—	—	—	—
美術館	有	200	A重油	120	2.3	消防用設備、非常用照明、エレベーター2基

## 4 想定内容

庁舎本館の被害想定は、表7のとおりである。

表7：庁舎本館の被害想定

項目	使用可否	最大停止期間	被害想定
執務環境	可	1 時間	建物自体への被害はないが、一部の固定されていない什器、図書等が移動、転倒、散乱している。
エレベーター	一部可	1 週間	頻発する余震のために停止し、継続的な利用に支障をきたす。
電気	一部可	1 週間	災害発生直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する。(72 時間は非常用自家発電機による重要機器等への電力供給が可能) 復旧後も計画停電の可能性がある。
ガス	一部可	1 か月	中圧ガスにつきエリアの被害状況によっては遮断される。低圧ガスは安全装置によりガスの供給が中断する。
上水道	一部可	1 か月	管路や浄水場の被害又は停電による断水が発生する。
下水道	一部可	1 か月	管路やポンプ場、処理場の被害又は停電によって利用が困難である。
パソコン・機器	一部可	半日	固定していない什器等の落下及び備品の転倒により一部のパソコン・機器が故障する。
電話	有線	一部可	大量アクセスにより輻輳が発生し、ほとんど不通となる。また、引込管路等での断線により不通となる。
	携帯	一部可	大量アクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外はほとんど不通となる。 基地局等に支障がある場合は、不通となる。 メールは概ね利用可能であるが、大幅な遅延が発生する。
インターネット	一部可	1 週間	引込管路等での断線により不通となる。利用の可否はアクセス回線の被災状況に依存する。

## 第3章 本市が実施する非常時優先業務

### 第1節 非常時優先業務の業務区分・対象期間

#### 1 業務区分

災害発生時に、市が対象とする非常時優先業務とは、地域防災計画で定める業務のうち、全ての応急対策業務と早期の開始が求められる優先度の高い復旧・復興業務（以下「災害対応業務」という。）と優先度の高い通常業務（以下「非常時優先通常業務」という。）に区分される。

#### 2 対象期間

非常時優先業務の対象期間は、災害発生後の資源が不足し混乱する期間から、実施環境が概ね整い通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間である。

災害対応業務においては、地域防災計画による応急対応の実施区分を考慮し、対象期間を1週間程度とする。また、非常時優先通常業務においては、対象期間を1か月程度とし、それぞれの期間に優先すべき（開始すべき）業務を「本市における非常時優先業務」とする。

### 第2節 非常時優先業務の設定概要

#### 1 非常時優先業務の課題の設定

##### (1) 災害対応業務

災害対応業務については、各部班におけるマニュアルを参考に、業務の優先順位等を評価することで課題を設定する。

##### (2) 非常時優先通常業務

平塚市事務分掌等に関する規則に基づく業務のうち、市民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼす通常業務を評価することで、課題を設定する。

#### 2 参集人員の計算

参集人員の計算は、被害想定に基づき、各職員が自宅の被害や参集経路の被災状況、落橋などの影響を考慮し、自宅から参集場所までに要する移動時間を算出する。交通手段は徒歩、バイク及び自転車などの災害時に使用可能な手段を想定する。

### 3 施設・設備・資機材リスト

マニュアル等において、業務遂行に必要な施設・設備・資機材をリスト化し、耐震性や代替可能性を明らかにすることで、課題を設定する。また、破損時の代替の有無や復旧の目処を見積もり、対策を講じる一助とする。

## 第3節 非常時優先業務の選定

---

非常時優先業務の選定基準は次のとおりとする。

### 1 対象期間

(1) 災害対応業務 : 地域防災計画に定める第1対応期～第3対応期  
(発災直後～1週間)とする。

(2) 非常時優先通常業務 : 発災直後～1か月とする。

### 2 選定方針

(1) 災害発生時においては、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に位置付けられた災害対応業務を最優先する。

(2) このほか、各部班及び各所属における優先順位付けのための方針は、別に定めるものとする。

## 第4章 業務継続の課題・対策

### 第1節 庁舎本館

#### 1 エレベーターについて

##### (1) 現状

停電のみの場合は、2基のエレベーターが使用可能であるが、地震時は停止し一時的に使用不可能となる。

##### (2) 課題

職員の移動に支障がある。

##### (3) 対策

余震活動が活発な期間は、エレベーターを使用中止し、階段による移動とする。

#### 2 電気について

##### (1) 現状

庁舎本館において、無給油で最大 72 時間は非常用自家発電機による重要機器等への電力供給が可能である。

##### (2) 課題

ア 通常業務の復旧に伴う電力使用の増加による発電機作動時間の減少

イ 燃料補給の確保（納入者・搬入路）

ウ コピー機などの配置換え等の積重ねによる商用電源と非常用電源の混同・誤使用が発生する可能性がある。

##### (3) 対策

ア 非常時の節電呼びかけを行う。

イ 燃料補給の確保。給油口周辺に樹木や物品を設置しない。

ウ 庁内ルール等で定期的に周知啓発する。

### 3 ガスについて

#### (1) 現状

中圧ガスにつき、エリアの被害状況によっては遮断される。庁舎本館自体でも安全装置によりガスの供給が中断する可能性がある。

#### (2) 課題

ガスで稼働する空調機が使用できなくなる。

#### (3) 対策

電気で稼働する空調機のみで対応する。合わせて暑さ・寒さ対策の注意喚起を行う。

### 4 上水道について

#### (1) 現状

給水ポンプは停電時も予備電源により稼働する。断水時も受水槽貯水分は使用可能である。

#### (2) 課題

給水ポンプは停電時も稼働するが、管路等破損の際、復旧までは協定先からの調達等が必要になる。

#### (3) 対策

協定等により給水手配先を確保する。また、非常時の節水呼びかけやトイレ等の使用制限により対応する。

### 5 下水道について

#### (1) 現状

公共下水道本管が使用不可の場合でも、貯留槽に溜めることで、マンホールトイレの使用は可能である。

#### (2) 課題

排水ポンプは停電時も稼働するが、管路等の復旧までは収集運搬が必要になる。

#### (3) 対策

収集運搬業者の確保を行う。また、非常時の節水呼びかけ、トイレ等の使用制限、携帯トイレの配布、仮設トイレの設置により対応する。

## 6 通信（電話、インターネット等）について

### （1）現状

#### ア 有線電話（多機能など）

大量アクセスによる輻輳発生時は、ほとんど不通となる。また、引込管路等の断線時は不通となる。

#### イ 携帯電話（スマホ内線など）

大量アクセスによる輻輳発生時は、衛星電話・災害時優先電話以外はほとんど不通となる。なお、基地局等に支障がある場合は、不通となる可能性がある。

#### ウ インターネット

停電の発生や引込管路等での断線により不通となることが予想される。利用の可否はアクセス回線の被災状況に依存する。

### （2）課題

（1）ア、イにおいて、一時的に使用可能な電話回線が減り、業務への支障が出る可能性がある。（1）ウについては、インターネットの利用や外部とのメールのやり取りが制限されることにより、情報発信・情報収集に遅れが出る可能性がある。

### （3）対策

（1）アは、有線回線網、イは無線回線網で、相互補完することで、業務用の電話が完全に使用できなくならないようにしている。

（1）ウは、インターネットを利用できない状況での対応をマニュアル等においてあらかじめ定めるなど、被災による断線等の影響を考慮した代替手段を設定しておくこととする。また、災害時の情報通信については、市防災行政無線、MCA無線、県防災行政通信網、消防用無線、県災害情報管理システムその他、携帯電話やFM湘南ナパサ及び湘南ケーブルネットワークでの緊急放送システム等を活用する。

## 7 パソコン・機器について

### （1）現状

一部、固定していないパソコン・プリンタ等の機器があるため、落下による故障が起きる可能性がある。

### （2）課題

故障した機器が使用不能になる。

### （3）対策

故障した機器については、庁舎内の使用可能な機器により代替する。また、優先度

の低いシステムは休止し対応する。

## 8 オフィス家具・備品類について

### (1) 現状

配置職員数を基本としており余剰がない。

### (2) 課題

臨時窓口等の設置への対応の際、余剰がない。

### (3) 対策

会議室等の什器類を使用することで対応する。

## 9 職員用の生活用品について

### (1) 現状

生活用品の備蓄はない。ただし、庁内の売店から提供を受けることができる。

### (2) 課題

活動に必要と思われる生活用品をできる限り携行することになっているが、勤務時間中に災害発生した場合など、職員の携行ができない事態が想定される。また、トイレットペーパーなど個人の備蓄になじまないものもあるため、職員用の備蓄が必要である。

### (3) 対策

職員用の生活用品の備蓄を推進する。また、必要に応じて各自で備蓄する。

## 10 消耗品等（用紙等）について

### （1）現状

各課の消耗品等の在庫で執務スペース内に数箱程度であり、消耗品等の備蓄は十分とはいえない。

### （2）課題

業者による消耗品等の納入が行われるまでの間、対応が必要である。

### （3）対策

庁内で連絡を取り合い、必要な消耗品等の調整を行う。

## 11 職員用の飲料水・食料について

### （1）現状

飲料水・食料について、災害発生の初動期3日分に相当する備蓄に向けて、順次調達を進めている。

### （2）課題

職員参集にあたり、活動に必要な飲料水・食料をできる限り携行することとしているが、勤務時間中に発災した場合など、携行ができないことも想定されるため、職員用の飲料水・食料の継続的な備蓄が必要である。

### （3）対策

職員用の飲料水・食料の備蓄を継続して進めるとともに、必要に応じて各自で備蓄する意識啓発を引き続き行う。

## 第2節 耐震対策が必要な庁舎

---

### 1 庁舎別館

庁舎別館は、耐震基準を満たしておらず、かつ建物の老朽化のため、地震等の災害により倒壊した場合、職員の生命に危険が及ぶほか、庁舎別館を事務室とする所属の業務が行えなくなる。また、1階が駐車場となっていることから、車両が破損し、関連する業務に大きな支障をきたすことが想定される。そのため、現在の建物は解体し、駐車場等を再整備する。

## 第5章 平常時の取組

### 第1節 資源の確保

非常時優先業務を遂行するために、次のとおり資源の確保に取り組む。

#### 1 組織内の資源

##### (1) 人的資源

平常時から庁内の連携体制を構築し、災害発生時に人員が不足した場合、庁内横断的に職員を配置できるよう努める。また、災害発生時は、長時間の労働や普段と異なる環境において業務を遂行することになるため、労務環境について平常時から検討する。

##### (2) 物的資源

平常時から、災害発生時に不足が想定される消耗品等の備蓄や、破損等により使用できない設備・資機材等の代替を検討する。

#### 2 組織外の資源

##### (1) 外部資源

協定締結先、国、県及び他自治体等から協力を得るべき業務を明確にするとともに、災害発生時に外部資源を活用できるよう、次のとおり協力体制を構築する。

##### ア 協定による補完

災害発生時に、行政だけでは対応しきれない業務等を補完するため、関係機関・各種団体・企業等と協定を締結する。

※締結済みの災害時応援協定については、地域防災計画資料編を参照

##### イ 国、県及び他自治体等との連携

災害発生時に、受援体制が確立できるよう、平常時から国、県及び協定締結先の自治体等との連携を図る。

##### ウ 委託業者や指定管理者への要請

災害発生時に、市の施設を管理している委託業者や指定管理者に対し、速やかに必要な措置の要請ができるよう、平常時から連携を図るとともに、災害時の対応について定めておく。

##### (2) 平塚市災害時受援計画

(1)の資源を有効活用するため、「平塚市災害時受援計画」を別に定める。

## 第2節 職員の意識向上

職員の意識の向上を図るため、役割に応じて必要な研修や訓練を行う。また、教育・訓練の結果、改善を要する点を洗い出し、BCP、マニュアルの見直しにつなげる。

## 第3節 本BCPの管理

### 1 本BCPの管理・見直し

本BCPの実効性を確保し、災害時に非常時優先業務を実施するために、本BCPを継続的に管理する。また、地域防災計画の修正、被害想定の見直し及び組織改正や人事異動による人的資源の配置変更に対応するため、定期的に見直すものとする。

### 2 マニュアルの整備・見直し

本BCPを完遂するため、災害対応業務は地域防災計画の各部班、非常時優先通常業務は各課において、それぞれ手順や方法等についてマニュアルに定め、本BCPと同様に定期的に見直すこととする。

図4：BCP、マニュアルの運用のPDCAサイクル

